

令和6年 第2回上島町議会臨時会会議録			
招 集 年 月 日	令和6年11月15日（金）		
招 集 の 場 所	弓削総合支所庁舎 議場		
開 会	令和6年11月15日（金） 午前9時00分宣告		
応 招 議 員	1	1 番	尾 藤 俊 輔
	2	2 番	宮 畑 周 平
	3	3 番	本 田 志 摩
	4	4 番	徳 岡 誠
	5	5 番	上 村 建 太
	6	6 番	濱 田 和 保
	7	7 番	徳 永 貴 久
	8	8 番	藤 田 徹 也
	9	9 番	亀 井 文 男
	10	10番	濱 田 高 嘉
	11	11番	藏 谷 重 文
	12	12番	前 田 省 二
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員			
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1	町 長	上 村 俊 之
	2	教 育 長	清 水 伸
	3	総 務 部 長	杉 田 和 房
	4	健康福祉部長	今 井 稔
	5	消 防 長	小 林 俊 則
	6	総 務 課 長	坂 上 将 人
	7	企画情報課長	檜 垣 明 宏
	8	出 納 室 長	藤 田 直 弥
	9	住 民 課 長	梨 木 善 彦
	10	健康推進課長	竹 林 佳 子
	11	海 光 園 長	今 井 孝三郎
	12	建 設 課 長	山 本 九十九
	13	農林水産課長	黒 瀬 智 貴
	14	観光戦略課長	後 藤 隆 宏
	15	公営事業課長	田 房 良 和
	16	魚 島 支 所 長	大 林 卓 也
	17	学校教育課長	山 本 勝 幸
	18	生涯学習課長	田 中 耕 造

議員・職員以外 で会議に出席 した者			
会議に職務の ため出席 した者の 職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 課長補佐	岡本 恭典 田房 聡子
町長提出 議案の題目	1 専決処分の承認を求めることについて 2 上島町監査委員の選任について		
その他の題目	1 議長の選挙について 2 副議長の選挙について 3 常任委員会委員の選任について 4 議会運営委員会委員の選任について 5 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について 6 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について 7 閉会中の継続調査申出について		
議事日程	議長は、議事日程を別紙とおり報告した。（会議規則第21条）		
会議録署名 議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 1番・議員 尾藤 俊輔 2番・議員 宮畑 周平		
会期	令和6年11月15日（1日限り）		
傍聴者数	10名（男7名・女3名）		

◎ 臨時議長の紹介及び挨拶

○（岡本 恭典 議会事務局長）

皆さん、ご起立ください。

おはようございます。（複数の「おはようございます」の声あり）ご着席ください。

私は、議会事務局長の岡本です。本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席議員のうち、濱田 高嘉議員が年長者でございます。ご紹介いたします。それでは、濱田 高嘉議員、議長席の方をお願いいたします。

(濱田 高嘉議員、議長席に着く)

○(濱田 高嘉 臨時議長)

皆さん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり) 席に座らせていただいて議事進行を行いたいと思います。

それでは、ただ今、議会事務局長、岡本さんから照会がありました濱田 高嘉でございます。地方自治法第 107 条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長職の職務を行います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

◎ 開会の宣告

○(濱田 高嘉 臨時議長)

ただ今の出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 2 回上島町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

◎ 議事日程

○(濱田 高嘉 臨時議長)

一般選挙後の初議会でもあり、議長選挙を含め数件の急施事件がありますので、審議決定をしていただきたいと思います。ご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。議長が決まるまでの議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程第 1、仮議席の指定

○(濱田 高嘉 臨時議長)

日程第 1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただ今皆さんが着席の議席といたします。

日程第 2、議長の選挙

○(濱田 高嘉 臨時議長)

日程第 2、「議長の選挙」を行います。

今回の議長選挙は、あらかじめ、所信を表明した議員が 1 名で、他に議長への表明者がおりませんでした。従いまして、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選によって当選人を決定したいと思います。ご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。従って、臨時議長の私が指名することに決定いたしました。

○(濱田 高嘉 臨時議長)

議長に前田議員を指名します。

ただ今、臨時議長が指名しました前田議員が当選人と定められることにご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました前田議員が議長に当選されました。

議長に当選されました前田議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、本席から当選の告知をいたします。

前田議員、ここで当選承諾の挨拶をお願いいたします。挨拶は登壇して行ってください。

○(前田 省二 議長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 臨時議長) はい、前田議員。

(前田議長、登壇)

○(前田 省二 議長)

ただ今、ご報告のとおり、本日ご出席していただいております議員の全員の方々のご推選により今議会よりまた議長としての職務を果たしたいと思います。

今選挙によりまして、議員の構成も新しい議員の方が定数の半分、6名の方と上島町議会始まって以来の新しい議会の場となります。

そして、今後、議会といたしましても課題がたくさん残っておりますので新しい議員の方、また、経験されております議員の皆様方に多大なるご協力を得て円滑な議会進行を行っていきたいと思いますので何卒よろしくお願いいたします。

(前田議長、降壇)

○(濱田 高嘉 臨時議長)

これで、議長就任挨拶が終了いたしました。

これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。議員の皆様、ご協力ありがとうございました。前田議長、議長席にお着き願います。ありがとうございました。

(議長席、交代)

○(前田 省二 議長)

ただ今、議長に当選いたしました前田です。先ほどもお願いいたしましたが、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。この後の議事は、お手元に配布している追加議事日程のとおり進めてまいります。

追加日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

追加日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、尾藤議員と宮畑議員を指名いたします。

追加日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

追加日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

臨時議会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

追加日程第3、副議長の選挙

○(前田 省二 議長)

追加日程第3、「副議長の選挙」を行います。

今回の副議長選挙は、あらかじめ、所信を表明した議員が1名で、他に副議長への表明者がおりませんでした。従いまして、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によって当選人を決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、ご異議なしと認めます。従って議長の私が指名することに決定いたしました。

○(前田 省二 議長)

副議長に藏谷議員を指名いたします。

ただ今、議長が指名しました藏谷議員を当選人と定められることにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました藏谷議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました藏谷議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、本席から当選の告知をいたします。

藏谷議員、ここで当選承諾の挨拶をお願いいたします。挨拶は登壇して行ってください。

○(藏谷 重文 副議長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、藏谷議員。

(藏谷副議長、登壇)

○(藏谷 重文 副議長)

副議長に就任いたしました藏谷です。よろしくお願いします。

また、議長のサポート役として、右腕となり、手となり、足となり頑張っていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

(藏谷副議長、降壇)

○(前田 省二 議長)

ここで、議席の指定をするため暫時休憩といたします。9時20分までを暫時休憩といたします。

それでは、休憩に入ってください。

(休 憩 : 午前9時08分 ～ 9時18分)

(議席の指定を行う:事務局、三角名札を入れ替える)

(岡本事務局長、議席資料を議長に渡す)

○(前田 省二 議長)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

追加日程第4、議席の指定

○(前田 省二 議長)

追加日程第4、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長により指定いたします。

議席は、今、着座していただいているとおりで、1番・尾藤議員、2番・宮畑議員、3番・本田議員、4番・徳岡議員、5番・上村議員、6番・濱田 和保議員、7番・徳永議員、8番・藤田議員、9番・亀井議員、10番・濱田 高嘉議員、11番・藏谷議員、12番・前田議員、以上です。

追加日程第5、常任委員会委員の選任

○(前田 省二 議長)

追加日程第5、「常任委員会委員の選任について」を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務文教厚生委員会の委員に、徳永議員、尾藤議員、前田議員、本田議員、徳岡議員、宮畑議員、以上6名でございます。

産業建設委員会の委員について、藏谷議員、上村議員、濱田 高嘉議員、亀井議員、藤田議員、濱田 和保議員、以上6名でございます。

予算決算委員会の委員は、議長を除く全員の11名です。

続いて、議会広報委員会の委員に、藤田議員、宮畑議員、前田議員、徳永議員、本田議員、尾藤議員、以上6名、それぞれ指名いたします。

これに、ご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)はい、ご異議な

しと認めます。従って、ただ今指名いたしました以上の議員は、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○(前田 省二 議長)

ここで各常任委員会の委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩いたします。
議員の方は控室にお入りください。再開は、9時30分といたします。

(休 憩 : 午前9時23分 ～ 9時30分)

○(前田 省二 議長)

休憩を解いて、会議を再開いたします。
それでは、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。
総務文教厚生委員会の委員長に徳永 貴久議員、副委員長に尾藤 俊輔議員。
産業建設委員会の委員長に蔵谷 重文議員、副委員長に上村 建太議員。
予算決算委員会の委員長に徳永 貴久議員、副委員長に徳岡 誠議員。
議会広報委員会の委員長に藤田 徹也議員、副委員長に宮畑 周平議員。
以上のように決まりましたので、報告いたします。

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任

○(前田 省二 議長)

追加日程第6、「議会運営委員会委員」の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会の委員に藤田議員、濱田 高嘉議員、亀井議員、濱田 和保議員、上村議員、徳岡議員、以上、それぞれ指名いたします。

これに、ご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい、ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました以上の議員を、それぞれの議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

○(前田 省二 議長)

ここで委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩いたします。再開は9時35分、5分間の休憩を取ります。

(休 憩 : 午前9時32分 ～ 9時37分)

○(前田 省二 議長)

はい、休憩を解いて、会議を再開いたします。

それでは、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたしま

す。

議会運営委員長に藤田 徹也議員、議会運営副委員長に濱田 高嘉議員。以上のように決まりましたので、報告いたします。

追加日程第 7、選 挙

○(前田 省二 議長)

追加日程第 7、「選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

はじめに、選挙管理委員会委員の選挙を行います。定数は 4 名です。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

○(前田 省二 議長)

続いて、お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、ご異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定いたしました。先に配布しております上島町選挙管理委員会委員及び補充員候補者をご覧ください。

選挙管理委員会委員に、柏原 賞子氏、古本 正氏、村上 貴延（よしのぶ）氏、大林 清孝氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名いたしました柏原 賞子氏、古本 正氏、村上 貴延（よしのぶ）氏、大林 清孝氏を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました、柏原 賞子氏、古本 正氏、村上 貴延（よしのぶ）氏、大林 清孝氏が上島町選挙管理委員会委員に当選されました。

○(前田 省二 議長)

続きまして、選挙管理委員会補充員の選挙を行います。定数は 4 名です。

お諮りいたします。こちらの選挙の方法についても、地方自治法第118条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、ご異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員会補充員には、幸本 郁夫氏、岡本 圭一氏、松崎 幸正氏、中村 一義氏、以上を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選

人と定めることにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました幸本 郁夫氏、岡本 圭一氏、松崎 幸正氏、中村 一義氏、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

○(前田 省二 議長)

次に補充員の順番について、お諮りいたします。補充員の順番は、ただ今、議長が指名した1番・幸本 郁夫氏、2番・岡本 圭一氏、3番・松崎 幸正氏、4番・中村 一義氏の順序にしたいと思いますがご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、補充の順番は、ただ今、議長が指名した順番に決定いたしました。

ここで、町長並びに行政側職員に出席を要求いたしますので、暫時休憩いたします。再開は、9時50分といたします。

（ 休 憩 ： 午前9時43分 ～ 9時50分 ）

（町長並びに行政側職員に出席を要請し、会議を再開）

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

◎ 町長挨拶

○(前田 省二 議長)

一般選挙後、初めての議会でありますので、町長の挨拶を許可いたします。

上村町長、登壇して行ってください。

○(上村 俊之 町長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

（上村町長、登壇）

○(上村 俊之 町長)

皆さん、おはようございます。

実りの秋を迎え、瀬戸内の島や海に鳴り響いた選挙での約束を、いよいよ実行に移す季節になりました。

本日は、新体制になってはじめての臨時議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

また、議員の皆様におかれましては、町民に託された代表として上島町政を担う誉れに、心からのお祝いを申し上げます。

特に、今回の選挙の特徴は2分の1の新人議員さんが誕生したことであり、町民の皆様の投票行動が一変したような感覚がありました。

これは、住民の皆様が上島町議会の刷新と活性化を期待していることの表れではないでしょうか。私も町民に選択された議員さんと共に、上島町に新たな風を起こしてまいります。

また、議会への更に丁寧な説明を実施することにより、10年後の上島町の姿を描きながら行政運営を進めてまいりたいと考えております。

さて、私は、この度の選挙におきまして町民の皆様方の暖かいご支援とご支持により、今月7日に就任致しました。

改めまして、町民の皆様並びに議員の皆様、この場をお借り致しまして厚く御礼を申し上げます。

次に、本日は町民の皆様からの厚い信頼を受け、町長就任後最初の議会でありますので、この機会に私の町政に携わる所信を披瀝し、議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今後の町づくりにつきましては、「豊かで優しい上島町をつくる」という理念の基、次の政策に取り組んで参ることを町民の皆様と約束をしております。

一つ目は、「思いやりの町づくり」として、町民を心で「つなぐ」政策です。

具体的には、「お年寄りが安心して暮らせる環境の整備」「子どもを安心して育てられる支援制度の充実」「交通弱者への支援」などです。そのために高齢者の町内バス無料化や保育園の無償化を提案させていただきます。

二つ目は、「活力ある町づくり」として、仕事を経済に「つなぐ」政策です。

具体的には、「漁業や農業・商工業などの施設整備と販路拡大」「造船業へのインフラ整備と福利厚生への支援」「観光客の誘致と交流・定住促進と移住者支援」などです。

三つ目は、「心豊かな町づくり」として、行政と教育を「つなぐ」政策です。

具体的には、「教育環境の整備と重点支援」「離島留学への支援」「伝統文化や遺産の継承・文化、スポーツ振興」などです。

四つ目は、「自立する町づくり」として、町と県と国を「つなぐ」政策です。

具体的には、「瀬戸内の特色ある町づくり」「近隣地域と協力して完結できる町づくり」「国内外との交流・自治組織への支援」などであります。

そのための一つの施策として、愛媛県が「スーパーヨット」の誘致に力を入れ始め、寄港する港のインフラ整備では松山港、弓削港、宮浦港に船の給水や電気設備を整備し、25年に船舶の受け入れを開始するように、上島町としても以前に議会へも報告させていただいた「水辺の賑わい空間整備構想」を継続してまいります。

以上の4点を公約の柱とし、更なる変革と発展のため、常に改善に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、今回の町長選挙において、町民は行政の継続性を選択されました。

もちろん今後もスクラップ&ビルド、プラスアルファの政策を含め、行財政運営の改善は繰り返してまいります。が、財政力のない上島町においては、危機管理にもあるように、民間にできることは民間に任せ、経営が困難な部分については行政が運営する事など、経費削減を目的とした「先憂後楽」の歩みが必要であることを忘れてはなりません。

そのような中において、先人や先輩方、町民の皆様の厚い協力により、「ゆめしま海道」が全線開通するなど「アイランド オブ ドリームス」が実現しつつあります。

ここで私も共感する、合併 20 周年を迎えた上島町に寄せられたコメントの一つを紹介させていただきます。

「私は、上島町に大きな可能性を感じております。それは、愛媛県の中では最も本州の近くにあること、それなのに船でしか行けない非日常感があること、集落がコンパクトであること、橋でつながったこと、地域のコミュニティが息づいていること、歴史や文化が豊富なこと、移住者が活躍していること、生活水準が高いこと、社会インフラが整備されていること、港があること、などなど。もちろん、地域の課題もたくさんあるとは思いますが、それをはるかに超える潜在力があると思っております。」というものです。

他にも、上島町に移住された外国の方々からも、上島町は日本一美しく安全で住みやすい町だとの話をお聞きします。

今後も町内外や外国との交流を含め、上島町に多くの人々が来てくださるよう対応してまいりますので、皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

本日はこの後 2 件の議案を上程しております。

個々の議案につきましてはそれぞれの時点でご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

(上村町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

続きまして、初議会ということで、ここで自己紹介をお願いいたしたいと思います。議席 1 番の尾藤議員から順次お願い申し上げます。住所・氏名をお願いいたします。それでは、尾藤議員からお願いいたします。

〔議員、議席番号順に順次自己紹介〕

○(前田 省二 議長)

引き続いて、理事者側の自己紹介をお願いいたします。町長から順次お願いいたします。

〔理事者側、順次自己紹介〕

追加日程第 8、議案第 80 号

○(前田 省二 議長)

追加日程第 8、議案第 80 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 80 号、「専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第 179 条第 1 項の

規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1 事 件 令和6年度上島町一般会計補正予算（第3号）

2 処分年月日 令和6年10月2日

提案理由といたしましては、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。

それでは、「令和6年度上島町一般会計補正予算（第3号）」の概要を説明いたします。

添付しております予算書の1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,900万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、「令和6年度10月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が1,400万円。特別会計、及び企業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、繰入金を財源として、新規事務事業の計上を行いました。

財源といたしましては、まず、国庫支出金1,000万円。これは、衆議院議員選挙費委託金でございます。

次に、繰入金400万円。これは、財政調整基金繰入金です。

以上、1,400万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、まず1番目として、次の事務事業を新たに計上いたしました。

（1）の衆議院議員選挙費は、令和6年10月27日執行に伴い、投・開票管理者等の報酬、及び職員の時間外勤務手当など選挙執行に必要な経費の計上を行うもので、金額は1,400万円です。

以上で、議案第80号、「専決処分の承認を求めることについて」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい、質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（「ありません」の声あり）はい、討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第80号、「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第80号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程第9、議案第81号

○(前田 省二 議長)

続いて、追加日程第9、議案第81号、「上島町監査委員の選任について」を議題といたします。本件については、徳永議員本人の一身上に関する事件であるため、この議事に参与することができませんので、地方自治法第117条の規定により、徳永議員の退場を求めます。徳永議員、退場してください。

(徳永議員、退場)

○(前田 省二 議長)

それでは、提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

議案第81号の提案理由を説明させていただきます。

上島町監査委員の候補者は、上島町岩城在住、徳永 貴久氏でございます。

提案理由は、町議会議員の任期満了に伴う一般選挙により新たに議会選出監査委員の選任が必要になったことから議会側から推選された徳永 貴久氏を選任し、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○(前田 省二 議長)

ただ今 提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。本案については、町長のただ今の説明のとおり、あらかじめ議員協議会の場において議会から推選した案件でありますので、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。従って、議案第81号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(徳永議員、入場)

追加日程第10、選 挙

○(前田 省二 議長)

続いて、追加日程第10、「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

広域連合規約によって「広域連合議会議員は、関係市町の長若しくは副市町長又は議会の議員のうちから、議会において1人を選挙する」とありますので、選挙により選出をいたしたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員に上村町長を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名した上村町長を愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員とすることにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。ご異議なしと認め、上村町長を愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員に選出することに決定をいたしました。

追加日程11、閉会中の継続調査申出について

○(前田 省二 議長)

続いて、追加日程第11、「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。別紙のとおり各委員長から上島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のあったとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。本臨時会の会議に付された案件は、本日全て審議が終了いたしました。よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和6年第2回上島町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい、異議なしと認めます。よって、本日の会議を閉じるとともに、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

(起立、礼)

(了)

(閉 会 ： 令和 6 年11月15日 10時22分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

臨時議長 濱田 高嘉

署名議員 宮畑 周平

署名議員 尾藤 俊輔